

## 第157号

# 瓦版 えくれしあ

～ 集いの場 ～



## 目次

1. 身近にある労働の法律 - 8 就業規則と労働条件通知書
2. 平成27年の「不正行為」について 平成28年2月 入国管理局
3. 新聞記事から  
技能実習生最賃違反で社長ら2人逮捕  
外国人実習生、失踪最多5803人...監視強化へ  
埼玉県内外国人31%「医療機関受診せず」「言葉通じない」69%
4. 水彩画 河菜直子さん「ばら」と「あやめ」
5. 美術館情報  
ボストン美術館 ヴェネツィア展 魅惑の都市の500年  
徳川家康没後400年記念 天下太平 徳川名宝展
6. ケラメイコス 神ノ島で拾った陶片
7. 本の紹介 禅キリスト教の誕生 佐藤 研 著
8. 今月の言葉

## 身近にある労働の法律 - 8

### 就業規則と労働条件通知書

私たちが就職する時一番気になるのが賃金、労働時間や休日だろうと思います。当然ハローワークの求人票にはそうしたことが記載されていますが、いざ面接に行ってみるとそこに書かれていた内容と違っていたということも少なくありません。また入社してから面接のときの話しと全く違った労働条件であったという例もあるといえます。特別問題が無い場合であっても意外と自分の労働条件が分かっていないのではないのでしょうか。後日のトラブルに備えて求人票を保存しておいたり、面接のときの出席者の役職氏名と話の内容などのメモも残しておいた方がいいといえます。

就職するということは契約書を交わしていなくても法的には労働契約を交わして就職しているということになります。当契約関係には、権利と義務がワンセットとなっているため、労働者も会社に対して守るべき義務が課せられていることを認識しておく必要があります。義理人情の世界ではないので契約関係と割り切った上で会社との協調関係をつくりあげていく必要があるといえます。この辺りがあいまいになって、使用者・労働者共に問題を発生させることも少なく無いといえます。

住居の賃貸借あれば宅地建物取引主任の資格を有する人から説明を受けて賃貸借契約書を交わしますが、就職に当たってはそうした契約書を交わすことは稀だろうと思います。こうした我が国の慣行から口頭での労働契約では労働条件があいまいなままであるため労働基準法は採用時に必要な労働条件を記載した文書(労働条件通知書)を使用者が労働者に交付する義務を負わせるとともに、事業所にその会社での労働条件や守るべき規則を定めた就業規則を作成し、労働者に周知するように義務付けています。この二つの書類、労働条件通知書と就業規則を見る事によって

自分はどのような条件で働いているのかが分かります。また何らかの理由によって退職また解雇されることになった場合のため退職証明書と解雇理由証明書の交付についても定めがあります。

**【労働条件通知書】労基法第 15 条**

就職するに当たってどのような労働条件であったのかを明確にするため会社には労働条件を労働者に明示する義務が負わされています。明示する方法は書面によるものとされ、そこに記載する事項も労働基準法施行規則第 5 条に次の通り定められています。しかしそれをもらった労働者がその重要性をどの程度理解して、大切に保管しているでしょうか。関心が無く、どこかに行ってしまったと言うのが現実ではないでしょうか。

A 必ず記載する必要があるもの	B 決まりがあれば記載する必要がある事項
労働契約の期間に関する事項 期間の定めのある労働契約を更新する場合の基準に関する事項 就業の場所及び従事すべき業務に関する事項 始業及び終業の時刻、所定労働時間を超える労働の有無、休憩時間、休日、休暇並びに労働者を二組以上に分けて就業させる場合における就業時転換に関する事項 賃金の決定、計算及び支払の方法、賃金の締切り及び支払の時期並びに昇給に関する事項 退職に関する事項（解雇の事由を含む。）	退職手当に関する事項 臨時に支払われる賃金（退職手当を除く。）、賞与及び規則第 8 条各号に掲げる賃金並びに最低賃金額に関する事項 食費、作業用品などの負担に関する事項 安全及び衛生に関する事項 職業訓練に関する事項 災害補償及び業務外の傷病扶助に関する事項 表彰及び制裁に関する事項 休職に関する事項

**【就業規則】労基法第 89 条**

労働条件通知書の内容の A 欄の ~ を除いた内容を記載することになります。就業規則は常時 10 人以上の労働者を使用している事業場は作成して労基署へ届出する必要があります。また 10 人未満であれば作成しても届出の必要はありませんが、いずれの場合であっても労働者に周知しなければその効力は発生しません。周知の方法として労基法施行規則第 52 条の 2 に次の三つの方法が定められています。

常時各作業場の見やすい場所に掲示する、または備え付ける  
 書面で労働者に交付する

磁気テープ、磁気ディスクその他これらに準ずる物に記録し、かつ、各作業場に労働者が当該記録の内容を常時確認できる機器を設置する

**【退職時等の証明】労基法第 22 条**

<p>労働者が、退職の場合において、使用期間、業務の種類、その事業における地位、賃金又は退職の事由（退職の事由が解雇の場合にあつては、その理由を含む。）について証明書を請求した場合においては、使用者は、遅滞なくこれを交付しなければならない。</p> <p>2 労働者が、第二十条第一項の解雇の予告がされた日から退職の日までの間において、当該解雇の理由について証明書を請求した場合においては、使用者は、遅滞なくこれを交付しなければならない。ただし、解雇の予告がされた日以後に労働者が当該解雇以外の事由により退職した場合においては、使用者は、当該退職の日以後、これを交付することを要しない。</p> <p>3 前二項の証明書には、労働者の請求しない事項を記入してはならない。</p> <p>4 使用者は、あらかじめ第三者と謀り、労働者の就業を妨げることを目的として、労働者の国籍、信条、社会的身分若しくは労働組合運動に関する通信をし、又は第一項及び第二項の証明書に秘密の記号を記入してはならない。</p>
--

26年の東京労働局の定期監督等での結果報告を見ると、対象企業の72.8%に何らかの違反があり、違反数の多い順に、労働時間が37.5%、割増賃金が30.5%、労働条件明示が20.4%、就業規則が16.3%となっています。労働条件通知書の交付と就業規則の作成については非常に問題の多い部分であるため労使ともに関心を持つ必要があるものといえます。

## 平成 27 年の「不正行為」について 平成 28 年 2 月 入国管理局

[http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri07\\_00107.html](http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri07_00107.html)

毎年この時期になると入国管理局から前年に不正行為と認定した実態報告がされます。広報資料の冒頭に、「入国管理局においては、研修・技能実習に関して不適正な行為を行った機関に対し、「不正行為」を行ったと認められる旨を通知し、当該「不正行為」が研修・技能実習の適正な実施を妨げるものであった機関について、「不正行為」が終了した日から法務省令で規定する期間を経過するまで、研修生・技能実習生の受入れを認めないこととしている。」と書かれています。ここで報告されている受入機関に対してこうした措置が取られているものと考えられます。

入管法の改正により 1 年目から労働者とされ、罰則が強化された当初は不正行為も減少したようですが、以後漸増状況にあり不正行為の悪質化傾向もあるように感じられます。以下の表は、随時過去のデータの追加等改変を行っています。

### 【受け入れ形態別不正行為件数】

	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年
監理団体	34	17	14	9	20	23	32
実習実施機関	324	143	168	188	210	218	238

不正行為とされた件数を協同組合と受入事業所別の推移を表しています。

### 【第二次受入機関の業種別「不正行為」件数】

	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年
繊維・衣服関係	123	71	75	76	94
農業・漁業関係	7	75	79	88	67
建設関係	9	8	16	16	20
食品製造関係	12	21	15	11	19
機械・金属関係	11	4	7	12	10
その他	6	9	18	15	28
計	168	188	210	218	238

不正行為と認定された実習実施機関を業種別に分類したもので、「繊維・衣服関係」と「農業・漁業関係」が突出した状況にあります。前号で紹介した福岡県の農業で働く技能実習生の例でも見たように家族で経営している農家で技能実習をするとなっても雇用主は労働法の知識など全くなく、労働時間や休日について記録を取って管理する意識すらなく・・・と言うよりも最低限の知識は有りながらも、労働時間や最低賃金をごまかすために記録を取っていないのは明らかでした。

日弁連は、「技能実習生(以下あわせて「本件技能実習生」という。)について調査したところ、本件技能実習生は、長時間かつ休日の少ない厳しい労働環境と、狭く不衛生な寄宿舎が多いなどの厳しい生活環境などの過酷な条件下にあった。」として川上村農林業振興事業協同組合、法務大臣と厚生労働大臣に対して次の 2 項について勧告書(平成 26 年 11 月 28 日付)を提出しています。

- (1) 直ちに、川上村農林業振興事業協同組合の人権侵害行為について被害実態の調査を行い、労働基準法等労働諸法令に基づく行政指導等を行って、再発防止策を講ずること。
- (2) 本件のような人権侵害行為を引き起こす構造的な問題点を有する技能実習制度を、直ちに廃止すること。

福岡の状況は川上村ほどひどいものではないとしても、住宅状況は火災が発生すれば 1 軒屋の 18 人また 40 名の大半が死亡しかねない状況にあるといえます。労基法第 10 章の寄宿舎の規定に違反しています。法律違反、人権問題以前の話してはでないでしょうか。外国人にアパートや住

宅を貸してくれないから多人数を詰め込まざるを得ないと協同組合は話していましたが、1軒屋の18名に対して25千円の家賃(光熱費込み)で45万円の徴収となれば「勝手な理屈を捏ねるな」と言わざるを得ません。

【実習実施機関における類型別「不正行為件数」】(主なもの)

	平成 25 年度 (323 件)	平成 26 年度 (304 件)	平成 27 年度 (313 件)
賃金不払い	99 (30.7%)	142 (46.7%)	130 (41.5%)
労働関係法令違反	25 (7.7%)	23 (7.6%)	33 (10.5%)
悪質な人権侵害行為等	2 (0.6%)	4 (1.3%)	20 (6.4%)
講習期間中の業務への従事	69 (21.4%)	67 (22.0%)	7 (2.2%)
研修・技能実習計画との齟齬	73 (22.6%)	23 (7.6%)	33 (10.5%)
偽造文書の行使・提供	5 (1.6%)	11 (3.6%)	36 (11.5%)
下段は第1次受入機関分	13	18	26
名義貸し	16 (5.0%)	19 (6.3%)	32 (10.2%)
不法就労者の雇用	8 (2.5%)	9 (3.0%)	23 (7.4%)

これを見て、「悪質な人権侵害行為等」、「偽造文書の行使・提供」が著しく増加しています。「悪質な人権侵害行為等」には暴行・脅迫・監禁、旅券・在留カードの取り上げ、人権を著しく侵害する行為、と言ったものが対象になっています。「偽造文書の行使・提供」については第1次受入機関のものも挿入してみました。いずれも大きく増加していますし、「名義貸し」の増加との関係と併せて見ると「賃金不払い」以上に技能実習生制度の根幹を揺るがす問題が著しく増加しているといえます。あるカキ養殖業の不当労働行為を巡って労働委員会の証人尋問で協同組合は虚偽の労働契約書にサインをさせ、偽造したものを入管に提出したと証言しました。こうした不正行為は「賃金不払い」を正当化する手段として急成長していると言えるのかもしれませんが。

何時までも「もぐら叩き」をしていても仕方がない状況に至っているといえます。

【事例】

1. 金属製品製造業を営む実習実施機関は、監理団体の事務局長が個人事業として営む労働者派遣会社から不法就労者の派遣を受け作業を行わせ、当該事務局長が当該実習実施機関に対し監査を行っていたもので、監理団体は、当該実習実施機関における不正行為(「不法就労者の雇用等」)を把握していながら、不法就労者の雇用はないかのように記載した虚偽の監査結果報告書を地方入国管理局に提出した。
2. 溶接事業を営む実習実施機関は、技能実習生に対し36協定に規定する限度時間を超えて時間外労働を行わせた労働基準法第32条違反、労働基準監督官に対し虚偽の陳述及び虚偽の記載をした賃金台帳を提出した同法第101条違反により是正勧告を受け、また、同法第101条違反に関し、当該実習実施機関及び労務管理責任者が、それぞれ罰金10万円に処せられた。
3. プラスチック製品製造業を営む実習実施機関の技能実習指導員は、朝礼時に、技能実習生が製造した製品に不良品が多い等として殴打等し加療1月の傷害を負わせ、当該技能実習指導員は罰金50万円に処せられた。
4. 監理団体は、技能実習生に対し、在留資格変更許可申請を行うのに必要であると虚偽の説明をし、当該技能実習生から旅券及び在留カードを預かり、実習実施機関と連携し「社員憲章」に違反したとして、当該技能実習生を出国させようと空港に到着するまで旅券等を返還しなかった。
5. プラスチック製品製造業等を営む実習実施機関は、パソコンの所持を禁止したり、門限を20時とする等の「寮規則」を設け、それに違反した技能実習生には「罰金」として5万円を徴収することとし、実際に技能実習生7名から「罰金」として延べ60万円を徴収した。

技能  
実習

## 最賃違反で社長ら2人逮捕

### 月6万円しか払わず 岐阜労基署 証拠隠滅、調査妨害も

(労働新聞平成28年4月4日第3059号)

岐阜労働基準監督署(松宮利光署長)は、中国人技能実習生4人を最低賃金未滿で働かせたとして、縫製業のフォレスト(株)(岐阜県羽島郡)の代表取締役と外国人技能実習生受入れ事務コンサルタントの2人を最低賃金法第4条(最低賃金の効力)違反などの疑いで逮捕した。立入検査の際に虚偽報告したうえ、証拠隠滅も図った。同地域の技能実習生の賃金額を指示した管理団体の代表理事も同条違反で書類送検している。1年目の技能実習生に1カ月当たり6万円しか払っていなかった。

同社は、平成26年12月1日~27年8月31日の間に、中国人技能実習生4人に対し、36協定で定めた1カ月60時間の限度を超え、違法な時間外・休日労働をさせていた。時間数は1人1カ月当たり133~187時間で、法定労働時間などを含めた1カ月の総労働時間は、最長約400時間に及ぶ。

賃金も、当時の最賃738円を下回る金額しか支払っていなかった。1カ月当たりの賃金は、技能実習生1年目6万円、2年目6万5000円、3年目7万円で、時給換算すると345~517円だった。割増賃金も、1時間当たり400~500円しか支払っておらず、不払い賃金の総額は約476万円だった。

発覚の発端は、同社の技能実習生2人が同労基署に最賃未滿の是正を求める申告をしたこと。しかし、同労基署が立ち入り調査をした際、同社代表取締役は虚偽の説明を繰り返した。同コンサルタントと共謀し、ソフトウェアを開発して帳簿を適法なものに見せかけ、さらに自動車に立てこもるなどの調査妨害もみられた。証拠隠滅や口裏合わせなどの可能性が高く、任意調査は困難と判断し、逮捕した。

併せて、管理団体の代表理事も書類送検している。中国人技能実習生を企業に送り込むに当たり、周辺企業で賃金に格差があると不満が出ることから、一律となるよう指示していた。

同労基署では今年3月、技能実習生を最賃未滿で働かせたとして別に1件送検している。なお岐阜労働局では、技能実習生に関する逮捕は、十数年間なかった。

## 外国人実習生、失踪最多5803人...監視強化へ

YOMIURI ONLINE 2016年03月07日 17時36分

外国人技能実習生の失踪と受け入れ企業・団体の不正は増え続けている



日本で失踪した外国人技能実習生が昨年5803人に上り、過去最多だった前年を大幅に上回ったことが法務省の調べで分かった。

実習先での劣悪な労働環境が失踪につながるケースも多く、政府は実習先の監視を強化する法整備を進め、失踪増加に歯止めをかけたい考えだ。

外国人技能実習制度は、外国の若者が日本で先端技術を学び、母国の発展に生かしてもらうことを

目的としており、昨年6月末時点で約18万人が実習を受けている。実習生の失踪は2012年は2005人だったが、13年に3566人、14年には4847人と千人規模の増加が続いている。

昨年の失踪者は中国人が3116人で最も多く、ベトナム人1705人、ミャンマー人336人と続く。制度を悪用して、実習生に別の仕事を紹介し、失踪を助長するブローカーの存在が指摘されている。失踪後、就労目的の難民申請を行うケースもある。

受け入れ企業・団体の実習生に対する悪質な処遇も、失踪の一因となっている。賃金不払いなどの不正行為を指摘された受け入れ企業・団体は5年連続で増加。昨年は前年比32増の273団体に達した。100万円以上も賃金を支払わなかったり、作った製品の質が悪いことを理由に殴ったりした例もあったという。

法務省は昨年、外国人実習生への人権侵害に罰則を設けた技能実習適正実施・実習生保護法案を国会に提出し、早期成立を目指している。施行されれば、企業・団体は外国人実習生の受け入れ計画について政府機関の事前認定を受けなければならない。

## 埼玉県内外国人31%「医療機関受診せず」 「言葉通じない」69%

産経ニュース 2016.4.5 07:09

県内外国人の88.6%が埼玉は住みやすいと感じている一方で、約3分の1に当たる31.6%が病気やけがをした際、医療機関を受診しないことが4日、県が実施した意識調査で分かった。医療機関の便利な点として68.6%が「親切」を挙げたが、不便な点は「言葉が通じない」が69.2%に上った。県国際課は「保健医療部と連携しながら、医療通訳の育成など多言語化の整備を進めたい」としている。(川畑仁志)

調査は昨年11月から今年1月にかけて、県内在住、在勤・在学の外国人を対象に電子メールや郵送、電子申請で実施。42カ国の906人から回答を得た。

同課によると、埼玉が住みやすい理由(複数回答)は「犯罪が少なく安心」41.1%、「相談できる所がある」33.1%、「住まいを見つけやすい」21.4%の順。住みにくい理由は「相談できる所が少ない」40.4%、「仕事を見つけにくい」34.0%、「病院などに行きにくい」22.3%と続いた。

病気やけがで医療機関に「行く」とした68.4%のうち、72.6%が多言語対応可能な所に行くとした。「行かない」とした31.6%のうち、63.6%が「薬を買う」とし、「言葉が通じるか不安」21.5%、「怖い(料金、治療など)」が13.0%だった。

医療機関を探す方法(複数回答)は「紹介」が66.1%、「インターネット」32.9%の順で、「行政の広報紙」「県医療機能情報提供システム」はそれぞれ5.7%、4.4%にとどまった。

公的医療保険への加入は、国民健康保険が73.4%に上り、厚生年金保険は17.5%。「入っていない」が3.8%、「分からない」も5.3%いた。医療通訳は75.9%が依頼したことがなく、このうち18.5%は依頼先が分からないとした。

回答した外国人からは「様式、看板は対応しているが、日本語以外の話者が少ない」「自国では多くの病院で多言語話者の職員を常駐させていた」「五輪を開催するのに、英語で意思疎通できないなんて考えられない」などの意見があった。



河菜直子さんの水彩画

## 【美術館情報】

### ひろしま美術館

ボストン美術館 ヴェネツィア展 魅惑の都市の500年  
2016年4月9日(土)～2016年6月12日(日) 会期中無休



午前9時～午後5時(入館は午後4時30分まで)

4月9日(土)は10時からの開会式終了後、開場いたします。

アドリア海の干潟に築かれた水の都・ヴェネツィアは、大運河(カナル・グランデ)を行き交うゴンドラや華やかなカーニバル、壮麗な教会堂など、世界屈指の観光地として知られています。また、中世以来、東西貿易の一大拠点として栄え、16世紀のヴェネツィア・ルネサンスが開花してからは、長きにわたって芸術の中心地として輝きを放ってきました。

本展では、ティツィアーノ、ティントレット、ヴェロネーゼら16世紀ヴェネツィア・ルネサンスを代表する画家たちをはじめ、その豊かな色彩表現に影響を受けたブーダン、モネら19世紀の印象派の画家たち、そして現代にいたるまでの約500年におよぶヴェネツィアの美と歴史のハイライトを、ボストン美術館所蔵の約130点の作品で辿ります。さらに、

ヴェネツィア・レースや絹織物、ヴェネツィア・ガラスなど贅を極めた工芸品の数々も併せてお楽しみください。(美術館HPより)

### 広島県立美術館

徳川家康没後400年記念 天下太平 徳川名宝展

2016年4月1日(金)～2016年5月29日(日) 休館日：月曜日



元和2(1616)年に逝去した徳川家康の没後400年を記念し、家康が基礎を築いた江戸時代の豊かな文化を紹介します。本展では、家康の生涯や人となりを知ることができる資料や、将軍家・御三家などに受け継がれる名宝、太平の世のもと成熟する武家・公家・町人らの文化を表わす作品などが一堂にそろいます。

信長・秀吉から家康へとわたった茶道具の名品をはじめ、日本一の花嫁道具と称される初音の調度、将軍家の権威を象徴する京都・二条城の障壁画など、広島ではじめて公開される国宝・重要文化財を多数ご覧いただけます。

#### 【関連イベント】

講演会(共催 広島県立美術館 友の会) 聴講無料、事前申込不要

#### 「太平の世の美術」

日時：4月1日(金) 13時30分～[受付開始/30分前]

場所：地下講堂(定員/先着200名)

講師：榊原 悟(本展監修者、岡崎市美術博物館長)

#### 「バクス・トクガワナーナへの道(仮題)」

日時：4月17日(日) 13時30分～[受付開始/30分前]

場所：地下講堂(定員/先着200名)

講師：徳川恒孝(徳川宗家18代当主、公益財団法人徳川記念財団理事長)

#### 「辻ヶ花に迫る! ～復元・修理を通して～」

日時：5月8日(日)13時30分～[受付開始/30分前]

場所：地下講堂(定員/先着200名)

講師：矢野俊昭(染織文化財修復家)

## ケラメイコス 神ノ島で拾った陶片



今月初めに3名の技能実習生が福岡空港から帰国しました。彼女たちの問題で、当初お世話になったのが長崎の神ノ島教会の神父様でした。遙か昔に子供と見学に行き、海岸で拾い集めた陶片があるので引っ張り出してみました。

やきもの好きは海岸や川辺に行くとなついつい何か落ちていないかと眺めてしまいます。特に江戸時代には外国に向けて開かれた唯一の港であった長崎港に面した

場所となるとどのような。ものがこの港の底には沈んでいるのかと空想は限りなく膨らんでいきます。実際どのようなものが引き上げられたのかは知りませんが、この沖合からナウマンゾウの化石が上がったと言う話は聞いたことがあります。そうは言っても特別そのような場所を求めて歩いている訳ではないし、たまたまそのような条件のある場所に行ったついで程度の話でしかありませんが・・・。



この教会下の海に出っ張った小さな岩の上に大きなマリアさまの像が海に向かって立っておられます。その下に小さな砂浜があるので下りて探してみると沢山転がっていました。バスの時間もありわずかな時間でしたが幾つか拾い集めてみました。古伊万里を輸出した時代のものから原爆で瓦礫とともに流れてきた新しいものまであっても不思議はないはずです。欲に目がくらんで古伊万里の陶片はとばかりに探してみてもそれらしきものはほとんど

なくがっかりしたところもありますが一つ一つ見てみるとそれなりに妄想を働かせて楽しくなってきます。砂と波にもまれて表面のガラス質の部分が摩耗して海揚がり特有のカセがみられるものから光沢を保ったものまで千差万別です。また教会関係のものではないかと思われる百合の形をした破片もありました。これはカセもないため最近のものかもしれません。ただ色絵のものは見当たらずほとんどが染付でした。



上段の4つはカセも強く、図柄から江戸時代に遡るのではないかと、丸点が三つあるものを見ると古伊万里の蕎麦猪口やお皿にみられるものによく似ていると思ってしまいますし、右の列の真ん中の「市」?と読めそうな陶片は一升徳利ではないか、左下の大きめのものぞきらしいものもそこそこ時代が遡れるのではないかと思いますし、下の列の真ん中のものは三川内の唐子を描いた時代の無いご飯茶碗、右の列の下のもとその一つ飛ばした左隣の緑色っぽいものは明治の印判手のようです。赤点のあるものはごはん茶碗かもしれません。

古いものの文様を思い浮かべながら頭の中で突合させていくと楽しくなってきます。ここにあげたもの以外にも白磁や青磁のものなどがありました。

のんびりとこの辺りの砂浜を散策し、面白い陶片が拾える日を楽しみにしています。



## 本の紹介

### 禅キリスト教の誕生

佐藤 研 著 岩波書店 2,500 円

先日プロテスタント系の人達を書いた福祉関係の本を読みました。書かれている事柄には大いに啓発されながらも、そこでの活動の逐一が聖書の言葉に結び付けられていることには何かしら嫌らしさを感じてしまいました。プロテスタント、カトリックを問わず私自身もう一つ肌合いが合わないもどかしい感じを持ち続けています。信仰も祈りも何かよく分からないままふらついており、外国人の問題などにもかかわっていると綺麗ごとを言っていたら何も解決することはできません。信仰と活動との関係と聞かれても言えることは信仰云々以前に人間として断ることができないからと言わざるを得ません。神様のためとか、聖書の言葉にあるからと言ってしまうと自分の本心からの行いではなくなってしまいます。信仰にしても祈りにしてそうしたのではなく何かに突き動かされた行動そのものを指しているのではないかと感じるようになってきました。そうすると私の外にある何かではなく、私の中にある何かに出発点があることとなります。こうした考え方を進めていくとキリスト教徒であろうと仏教徒であろうと問題は無い話になってしまいます。たどる道が違うだけで・・・。

著者はプロテスタントを代表する神学者であり、禅の指導者です。愛宮ラサール神父がドイツで始められた坐禅道場を嚆矢として禅がヨーロッパで盛んになる一方でキリスト教が低調になってきている現状をみて禅との融合の上に立ったキリスト教を提案した本です。禅に励むカトリックの神父さま方は多数おられてもプロテスタントの方はおられないようですが著者の禅キリスト教の提案は私にとって大いに参考になるものでした。

著者は、キリスト教の再定義として、「イエスにおいて人間の本質と可能性を知り、イエスの生死に学ぶ宗教」・・・「人間の本質と可能性」を「キリスト」という符牒であらわしてもかまわない」(P127)、またキリスト教の最終目標として、「真の普通の人間になること」である。それは「キリスト教徒には、どこか自分たちが何か特別のことをしている、特別に偉いことをしている、と言う観念があるからです。・・・キリスト教の最後の一步は、キリスト教をも十字架をも忘れる事・・・イエスを意識的に祭り上げ、その祭り上げたイエスの側に自分を特別に置こうとすることこそ、実はイエスをひそかに裏切り続ける事なのです。」(P127)などと述べられているところは大いに共感できるところでした。

### 言葉

わたしは裸で母の胎を出た。また裸でかしこに帰ろう。

主が与え、主が取られたのだ。

主のみ名はほむべきかな

ヨブ記 第1章第21節

### 発行所

医事業務支援センター・小松社会保険労務士事務所  
フィリピン人労働者を支援する会

〒734-0045 広島市南区西本浦町 14-11-511

携帯 090-7590-0215 Tel 082-285-9039

e-mail [k.komatsu@do.enjoy.ne.jp](mailto:k.komatsu@do.enjoy.ne.jp) <http://srk2002.com/>

平成28年 4月 1日 発行